

平成 27 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成27年6月2日(火)	【区民文化部】板橋地域センター・板橋四丁目集会所、 富士見地域センター・大和集会所、 常盤台地域センター・南ときわ台公園内集会所、 戸籍住民課、文化・国際交流課、赤塚支所 【産業経済部】産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課 【農業委員会事務局】
平成27年6月3日(水)	【区民文化部】仲宿地域センター・仲宿集会所、 志村坂上地域センター・志村コミュニティホール・ 小豆沢集会所、 蓮根地域センター・ロータスホール・蓮根集会所、 舟渡地域センター・舟渡ホール、 下赤塚地域センター・下赤塚駅前集会所、 徳丸地域センター・きたのホール・徳丸ヶ丘公園内集会所、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所、 美術館、スポーツ振興課
平成27年6月4日(木)	【区民文化部】地域振興課

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成26年度及び平成27年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。
- (5) 平成23年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。
(平成23年度行政監査テーマ「シニア世代の生きがいづくりについて」・「区民貸出施設における設備保守点検等の委託について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 27 年度政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 6 月 25 日(木)	政策経営部 政策企画課、経営改革推進課、財政課、 IT推進課、営繕課、教育営繕担当課 総務部 総務課、庁舎管理・契約課、課税課、 納税課、区政情報課 監査委員事務局
平成 27 年 6 月 26 日(金)	政策経営部 広聴広報課、いたばし魅力発信担当課、 資産活用課 総務部 人事課、男女社会参画課（男女平等推進 センター含む） 危機管理室 防災危機管理課、地域防災支援課 会計管理室 選挙管理委員会事務局 区議会事務局

2 実施場所 監査委員室及び施設

- 3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
 (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
 (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
 (4) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。
 (5) 平成23年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。
 (平成23年度行政監査テーマ「区民貸出施設における設備保守点検等の委託について」・「防災・危機管理対策について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

適正な事務処理を行うべきもの

課税課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

課税課は、平成 26 年度の特別区民税・都民税特別徴収税額決定通知書及び納入書の送付について、納入書の打出し及び税額決定通知書等の封入封緘業務委託を行った。しかし、発送前に、納入書における納入期限の印字の誤りが判明したため、納入書用紙の再印刷と再印字・再封入封緘作業を行う必要が生じた。

この結果、当初の支出予定 6,172,653 円に対し、追加分 2,685,330 円の支出が発生し、合計 8,857,983 円の支出となった。

印字の誤りが生じた原因は、課税課が納入書の作業指示を書面において明示しなかったうえに、納入書のテストプリントの内容確認が不十分であったためである。結果として経費の追加支出が生じたものであり、適正な事務事業の執行がなされたとは言えない。

更に、課税課は、これらの追加支出に係る契約締結及び契約変更が決定する前に事業者へ印刷及び委託業務を行わせていた。

「契約事務の手引き」には、契約事務を始めるに当たっては、当該契約内容について、支出負担行為を伴う事案として、意思決定のうえ事務手続を行うこととしている。契約締結の意思決定及び事務手続を行わず、事業者へ業務を行わせたことは、適正な契約事務手続が行われたとは言えない。

課税課は、事業の実施に当たり、適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に取り組まれない。

(課税課)

平成 27 年度福祉部定期監査結果報告書

- 1 実施年月日 平成 27 年 10 月 29 日(木)
- 2 監査対象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
- 3 実施場所 監査委員室及び各施設
- 4 監査の範囲 (1)平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務
(2)施設及び備品の管理状況
- 5 監査の着眼点
(1)歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2)経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3)施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4)歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 27 年度区立小・中学校及び天津わかしお学校定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 11 月 5 日（木）	志村小学校、板橋第七小学校、大谷口小学校、成増小学校、志村第四中学校、中台中学校
平成 27 年 11 月 6 日（金）	志村第六小学校、前野小学校、舟渡小学校、志村第一中学校、向原中学校、赤塚第三中学校
平成 27 年 11 月 18 日（水）	志村第五小学校、板橋第十小学校、上板橋第四小学校、弥生小学校、向原小学校、高島第一小学校
平成 27 年 11 月 19 日（木）	志村第二小学校、高島第三小学校、板橋第五中学校、上板橋第三中学校、天津わかしお学校

2 実施場所 各小・中学校及び天津わかしお学校

3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は、平成 26 年度及び平成 27 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。

また、支出負担行為等の手続きは適正か。

(2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。

(3) 施設及び備品の管理状況は適正か。（あいキッズを含む。）

(4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。

(5) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。

5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 27 年度 教育委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 12 月 3 日(木)	教育総務課、学務課、生涯学習課、指導室、新しい学校づくり課、学校地域連携担当課、学校配置調整担当課、教育支援センター、中央図書館 大原社会教育会館

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。

(5) 平成 23 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。

(平成 23 年度行政監査テーマ「シニア世代の生きがいづくりについて」、「区民貸出施設における設備保守点検等の委託について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

適正な事務処理を行うべきもの

中央図書館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

中央図書館が所管するいたばしボローニャ子ども絵本館が施設管理を行う「公文書館等施設敷地」のうち、国有地については、国と国有財産有償貸付契約（以下、「貸付契約」という。）を締結している。

この貸付契約では、区は平成 27 年分の貸付料として、5,043,202 円を 4 月 30 日の納期限までに国に支払うこと及び納期限までに貸付料を納付しない場合には、延滞金として元本金額の 5 % を日割りで支払うこと等が規定されている。

中央図書館では、4 月 3 日に国から、契約書及び 4 月 30 日を納付期限とする納入告知書を受領し、4 月 10 日に支出負担行為を決定した。

しかし、担当者が支出命令書を発行のうえ会計管理者に送付する事務処理を失念していたため、5 月 16 日に国から督促状が届き、この後、直ちに事務処理を行ったが、支払日は結果的に 5 月 18 日となり、貸付契約に基づき 12,435 円を延滞金として支払うこととなった。

東京都板橋区会計事務規則（以下、「規則」という。）第 51 条の 2 では、「支払期日の定まっている支出命令書は、支払予定日の 7 日前までに支出命令書を会計管理者に送付するものとする。」と定められている。

中央図書館は、支出命令書の発行及び会計管理者への送付を怠っており、適正な支払事務手続が行われていたとは言えない。

中央図書館は、支払事務にあたり、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、支払事務に係る一連の処理が適正に行われるよう、再発防止に努められたい。

（中央図書館）

平成 27 年度 健康生きがい部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 12 月 14 日 (月)	介護保険課、後期高齢医療制度課、生活衛生課、予防対策課、板橋健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター
平成 27 年 12 月 16 日 (水)	長寿社会推進課、国保年金課、健康推進課、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、東新しいこいの家、備品実査 (保健所・板橋健康福祉センター)

監査対象か所数 13 課(所)、1 いこいの家

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。

(5) 平成 23 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。

(平成 23 年度行政監査テーマ「シニア世代の生きがいづくりについて」・「防災危機管理対策について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

適正な業務の執行を行うべきもの

健康生きがい部では、国から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下、「交付金」という。）の交付を受け、都市型軽費老人ホーム等の施設整備を推進している。

この事業は、平成 26 年度まで介護保険課が所管しており、平成 27 年度組織改正により、長寿社会推進課に事務が引き継がれている。

当該交付金の実施に関する基本的事項は、厚生労働省が定めた「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に規定されている。また、交付目的、交付対象及び交付までの事務手続等は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に規定されている。

介護保険課は、平成 25 年度に整備を推進する 2 施設を対象とした計 45,000,000 円の交付金について、実施要綱に規定された「整備計画」の協議を平成 25 年 3 月 26 日付けで行った。同年 6 月 27 日付けで内示（同額）を受けた後、同年 9 月 6 日付けで交付要綱に規定された交付申請を行い、同年 10 月 22 日付けで交付決定がなされた。

しかし、この 2 施設は整備が遅れ、年度を越えた平成 26 年度に完了することとなった。そのため介護保険課は、同年 3 月 31 日に事業内容変更承認を国に申請し年度繰越が認められた後、事業完了後の実績報告書の提出等の事務手

続を経て、平成 27 年 3 月 19 日付けで交付金を収入した。

東京都板橋区会計事務規則（以下、「規則」という。）第 30 条では、国又は都から交付される諸支出金の取扱いについて「交付の決定通知又は交付の変更決定通知に基づき調定又は更正調定をしたときは、第 23 条に規定する収入通知書を、直ちに会計管理者に送付すること。」と規定されている。

今回の申請に基づく調定の事務処理は、本来、平成 25 年 10 月 22 日付けの交付決定通知受領後、直ちに調定を行い、収入通知書を作成して会計管理者に送付し、その後の変更交付決定に基づき、繰越調定等の事務手続を行わなければならなかった。

しかし、交付金の収入時に調定を行えば良いという誤った認識から、調定の意思決定、収入通知書の発行及び会計管理者への送付等の一連の事務手続は大きく遅れ、年度を越えた平成 27 年 3 月 18 日に行っている。

また、介護保険課は、平成 26 年度中に交付申請を行った 2 施設、計 45,412,000 円についても同様に交付決定通知を平成 26 年 10 月 6 日付けで受領しているにもかかわらず、平成 27 年 3 月 17 日付けで調定の意思決定を行っている。

以上のことから、介護保険課は、調定に関する事務手続を適正に行っているとは言えない。介護保険課及び事務を引き継いだ長寿社会推進課は、調定事務における一連の事務手続が規則に則って適正に行われるよう、再発防止に努められたい。

（長寿社会推進課）

（介護保険課）

介護保険課では、介護保険制度やサービスの利用方法等を、わかりやすく区民に周知するため、「介護保険のしおり」（以下、「しおり」という。）を介護保険事業計画策定（3 年）毎に作成し、配布していた。

介護保険課は、平成 24 年度に「第 5 期板橋区介護保険事業計画」の開始にあたり、過去に板橋区や他自治体で作成した冊子等や、複数の出版社からの見本版を参考に原稿を作成してしおりを発注した。印刷物作成仕様書には「イラスト書き起こし」と明記のうえ、3 回の校正を行うこととし、平成 24 年 8 月に 2,532,600 円の経費で 45,000 部作成し、区窓口等で平成 25 年 10 月までに、13,785 部を配布した。

その後、平成 25 年 10 月に介護保険課は、見本版の提示を受けた出版社のうちの 1 者から、「板橋区が作成したしおりの内容に、当社の見本版と酷似した部分がある。」との指摘を受け、しおりの新規配布を取りやめるとともに、当該出版社と複数回話し合った。しかし、折り合いはつかず当該出版社の代理人から板橋区長あてに損害賠償等を要求する通知書が届いたため、区側選任の弁護士から当該出版社の代理人に対し、損害賠償請求額の根拠を求めたところ、相手方からの連絡はなかった。平成 26 年 9 月になって、当該出版社から著作権及び著作者人格権侵害に対する損害賠償請求の訴状が裁判所に提出された。損害賠償請求額は、2,286,900 円であった。

裁判は、平成 27 年 3 月 23 日までに計 3 回開かれ、その後、区が和解解決金として 150,000 円支払う等の和解案が提示された。区は、和解案を受け入れることを決定し、平成 27 年 3 月 31 日に和解が成立した。

また、介護保険課は、裁判にあたり訴訟代理人として選任した弁護士に対し、弁護士報酬審査基準に基づき、561,600 円を報酬として支払っている。

なお、介護保険課は、平成 25 年 10 月から 11 月までの間に、未配布分のしおり 31,215 部を回収し、平成 26 年 3 月に内容を変更した「介護保険利用の手引き」を 289,800 円で 4,000 部作成し、区民に配布している。

区は、裁判の中で、しおりのイラストについては、その一部が、当該出版社

が作成した見本のイラストと類似していることを認めており、イラストの著作権について、綿密に調査をせず配布したという点についても触れている。これらを踏まえ、和解条項の中でも、区の作成委託に関する体制上の不備により、冊子の一部に類似した記載があることを認めている。

介護保険課は、しおり等の印刷物を作成する際は、著作権等に十分配慮するなど、再発防止に努められたい。

(介護保険課)

平成 27 年度子ども家庭部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 1 月 7 日(木)	[児童館] あさひが丘児童館、弥生児童館、西台児童館、高島平あやめ児童館、富士見台児童館、清水児童館、赤塚児童館 [保育園] 弥生保育園、あさひが丘保育園、高島平さつき保育園、西台保育園、高島平あやめ保育園、相生保育園
平成 28 年 1 月 8 日(金)	[児童館] 板橋児童館、中板橋児童館、向原児童館、はすのみ児童館、あずさわ児童館 [保育園] 板橋保育園、しらさぎ保育園、中板橋保育園、向原保育園、坂下三丁目保育園
平成 28 年 1 月 13 日(水)	子ども政策課、保育サービス課、子育て戦略・待機児担当課、子ども家庭支援センター [児童館] 成増南児童館、西徳児童館 [保育園] かないくぼ保育園、西前野保育園

監査対象か所数 4 課(所)、14 児童館、13 保育園

- 2 実施場所 監査委員室及び各施設
- 3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。
- 5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 27 年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 1 月 25 日(月)	資源環境部 環境課、環境戦略担当課、清掃リサイクル課 都市整備部 都市計画課、市街地整備課、拠点整備課、 高島平地域まちづくり担当課 土木部 計画課、工事課、みどりと公園課
平成 28 年 1 月 27 日(水)	資源環境部 板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所 都市整備部 建築指導課、住宅政策課 土木部 管理課、交通安全課、板橋土木事務所、南部公園事務所

監査対象か所数 16 課(所)、2 事務所

- 2 実施場所 監査委員室及び各施設
- 3 監査の範囲 (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況
- 4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)
(5) 歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知及び納付書による収入の事務処理は適正に行われているか。
(6) 平成 23 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。(平成 23 年度行政監査テーマ「防災・危機管理対策について」)
- 5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。